

宇美町マイクロバス使用許可申請書兼誓約書

宇美町長 殿

次のとおり、関係書類を添えて宇美町が所有するマイクロバスの使用許可を申請します。

年 月 日

申 請 者	団 体 名		
	団 体 の 代 表 者	(住所)	
		(氏名)	印
		(電話)	(携帯)
	持 っ て き た 人 (代表者と異なる場合)	(氏名)	
(電話)		(携帯)	
※所属団体確認欄		母体となる団体名： 印	
使 用 日 時		年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで	
使 用 目 的 (具 体 的 に)			
行 き 先			
運 転 者		(氏名) ※運転者の運転免許証の写しは、運転をする可能性がある方全てを添付してください。	
当 日 緊 急 連 絡 先		(氏名) (携帯)	
誓 約 事 項		1 私(団体)は、道路交通法及びその他関係法令並びに宇美町マイクロバスの貸出しに関する要綱を遵守します。 2 使用車両を損傷し、又は他人に損害を与えた場合は、宇美町が加入する保険で補填される部分を除き、すべて私(団体)が負担します。 3 車内では、喫煙又はマイクロバスを破損するような粗暴な行為をしません。 4 マイクロバスに積載した荷物の損害及び付随する備品等の破損等したときは、すべて私(団体)の責任で弁償します。 5 マイクロバスの使用前には、安全に運行するため、必ず自ら始業点検等を実施し、不具合等の確認をします。 6 上記のほか、マイクロバスは、私(団体)の責任において使用します。 上記のとおり、誓約いたします。 氏名 印	

※裏面の貸出ルールを必ず確認してください。

～マイクロバスの貸出ルール～

宇美町マイクロバスの貸出しに関する要綱（平成24年告示第33号）に基づき、町が行う公務に支障のない範囲において、町が所有するマイクロバスを貸し出します。

1. 貸出車両 マイクロバス1台（AT）26人乗り（運転座席、補助席6席含む）
2. 受付窓口 宇美町役場 管財課（南館） （TEL:092-934-2268）
3. 対象団体及び申請受付開始日

対象団体	申請受付開始日
・自治会 ・小学校区コミュニティ運営協議会 ・宇美町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第1項に規定する団体	借用する日が属する月の3月前の月の1日から （1日が町の休日の場合は、翌開庁日から） 例）8月20日借用 → 5月1日受付開始
・宇美町公共的団体補助金交付要綱第2条に規定する公共的団体	借用する日が属する月の2月前の月の10日から （10日が町の休日の場合は、翌開庁日から） 例）8月20日借用 → 6月10日受付開始

4. 申請書の提出
 - ・借用日から起算して5日前（町の休日を除く）までに提出してください。
 - ・電話で空き状況の確認を行うことができます。電話での予約はできません。
5. 借用の条件
 - ・営利を目的としない町の公共に資する活動であること。
 - ・貸出期間に12月29日から翌年1月3日までの日が含まれていないこと。
 - ・1回の貸出期間が2日を超えないこと。
 - ・喫煙又はマイクロバスを破損するような粗暴な行為をしないこと。
6. 使用許可の取消し等

以下のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消します。この場合において、使用者は町に対し損害賠償及び代替車を請求することはできません。また、(1)、(2)、(5)により使用の許可を取り消した場合は、マイクロバスの使用を制限します。

 - (1) 申請書に虚偽の記載があったとき。
 - (2) 宇美町マイクロバスの貸出しに関する要綱又は使用の許可の際に付した条件に違反したとき。
 - (3) 災害等により緊急で、かつ、やむを得ない事由により、マイクロバスを公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
 - (4) 故障等の事情でマイクロバスに支障が生じたとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、マイクロバスを使用することが適当でないと認める行為をしたとき。
7. 貸出・返却方法

貸出当日にマイクロバス貸出セット（カギ、運行日誌、使用許可証など）をお渡しします。使用者は、マイクロバス使用前に、事故防止のため点検を行ってください。返却は、マイクロバスを元の場所に駐車後、マイクロバス貸出セットを返却ください。

 - ・平日 8時30分 ～ 17時15分 ⇒ 管財課へ
 - ・土日祝日及び時間外などの役場閉庁時 ⇒ 警備室へ（本館通用口）
8. 返却時の確認事項
 - ・燃料を満タンにしているか
 - ・運行日誌を記入しているか（燃料の領収書を添付 コピー可）
 - ・清掃をしているか（汚れていないか、忘れ物がないか確認）